

(3. 塗装・標識標示)

## ○建設省建設機械塗装基準

平成5.6.7 建設省経機発第88号  
建設機械課長から各地方建設局道路部長  
北海道開発局長官房長、沖縄総合事務局  
開発建設部長あて

標記について、別添のとおり改正したので、通知する。

なお、本基準により難しいものについては、別途協議するものとする。

また、「建設省建設機械塗装基準」(昭和57年4月8日付け建設省機発第112号)は廃止する。

### 建設省建設機械塗装基準

#### 第1章 通 則

##### (適用範囲)

第1条 この塗装基準(以下「基準」という。)は、建設機械整備費支弁の建設機械の塗装及び標識等の表示に関し、一般的でかつ標準的なものに適用する。

##### (塗装仕様)

第2条 塗装仕様は、別表-1のとおりとする。

##### (塗 色)

第3条 塗色は、別表-2のとおりとする。

##### (表示文字の型式及び色)

第4条 表示する文字は、原則として丸ゴシック体で白色または黒色とする。

##### (白 色 帯)

第5条 白色帯は、幅15cmの帯状の直線で、かつ大略水平なものとする。

2 第1項の白色帯の表示で、次に示す箇所は省略することができる。

- (1) フロントグリル等車体表面が平坦又は連続的でない箇所。
- (2) 車体側面または後面で作業装置、予備タイヤ等の格納のため通常時車体表面が露出しない箇所。
- (3) 通常時表面が露出しないキャブ後面及びその他表示を不要とする箇所。

##### (建設省標識)

第6条 建設省標示は、建設大臣官房長通達(昭和45年6月9日付け建設省機発第494号)及び同関係通達等に基づいて表示するものとする。

(建設機械番号)

第7条 建設機械番号は、車両類にあつては運転室両扉の適切な位置に、一般建設機械類にあつては機体の両側面の適切な位置に表示するものとし、その表示要領は別図-1によるものとする。

(メーカー名等)

第8条 メーカー名、モデル名等は表示しないものとするが、機械管理上表示する必要がある場合は極力小さくかつ少なくするものとする。

## 第2章 河川パトロールカー

(白色帯)

第9条 白色帯は車体の窓下部両側面及び後面に表示する。

(白色帯内の文字)

第10条 白色帯内には「建設省河川パトロールカー」と表示するものとし、その文字形式、寸法は別図-2のとおりとする。

## 第3章 道路維持作業車

### (道路交通法施行令第14条の2第2号該当車)

(白色帯)

第11条 白色帯は車体の窓下部両側面及び後面に表示する。

(白色帯内の文字)

第12条 白色帯内には以下の表示を行うものとし、その文字形式、寸法は別図-2のとおりとする。

- 2 道路用パトロールカーについては「建設省道路パトロールカー」と表示する。
- 3 作業車等については「建設省道路維持作業車」と表示する。

(バンパ等の塗色)

第13条 車体前後部のバンパまたはこれに類する部分には、原則として別図-3に示す要領により塗色を行うものとする。

また、車体後部の赤色部分を原則として反射塗料を使用するものとするが、反射塗料に代えて反射テープを使用することができる。

(作業装置等の危険表示の塗色)

第14条 機械本体または作業装置の一部について危険防止のため、特に必要と認めた場合、原則として別図-4のように危険表示を行うものとする。

## 第4章 道路維持作業車

### (道路交通法施行令第14条の2第1号該当車)

(白色帯)

第15条 白色帯は、原則として、車側窓下部及びボンネット、キャブ全長にわたって表示するものとする。

(白色帯内の文字)

第16条 道路維持作業用機械、除雪用機械等の白色帯内には「建設省」と表示するものとし、その文字形式、寸法は別図-2のとおりとする。

(バンパ等の塗色)

第17条 車体前後部のバンパまたはこれに類する部分には、原則として別図-3に示す要領により塗色を行うものとする。

また、車体後部の赤色部分を原則として反射塗料を使用するものとするが、反射塗料に代えて反射テープを使用することができる。

(作業装置等の危険表示の塗色)

第18条 機械本体または作業装置の一部について危険防止のため、特に必要と認めた場合、原則として別図-4のように危険表示を行うものとする。

ただし、除雪機械の作業装置の回転部、プラウ前面は赤色とする。

(省名、部局名等、機械名の表示)

第19条 省名、部局名等、機械名は、機械本体に、位置、文字の大きさ、文字色について、関係法規、構造等を考慮し記入する。

## 第5章 一般建設機械

(白色帯)

第20条 白色帯は、原則として車側窓下部及びボンネット、キャブ全長にわたって表示するものとする。

(白色帯内の文字)

第21条 白色帯内には、原則として「建設省」と表示するものとして、その文字形式、寸法は別図-2のとおりとする。

(バンパ等の塗色)

第22条 車体前後部のバンパまたはこれに類する部分には、原則として別図-3に示す要領により塗色を行うものとする。

また、車体後部の赤色部分を原則として反射塗料を使用するものとするが、反射塗料に代えて反射テープを使用することができる。

(作業装置等の危険表示の塗色)

第23条 機械本体または作業装置の一部について危険防止のため、特に必要と認めた場合、原則として別図-4のように危険表示を行うものとする。

(省名、部局名等、機械名の表示)

第24条 省名、部局名等、機械名は、機械本体に、位置、文字の大きさ、文字色について、関係法規、構造等を考慮し記入する。

## 第6章 その他

(法令等に基づく表示及びその他の表示)

第25条 この基準に定める他、「道路運送法」第95条、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」第4条等関係法令の規定により表示する必要があるものは、必要事項を指定された方法で表示するものとする。

また、この基準に明記していないものは、必要により適宜その方法を定めて表示するものとする。

別表-1

### 塗 装 仕 様

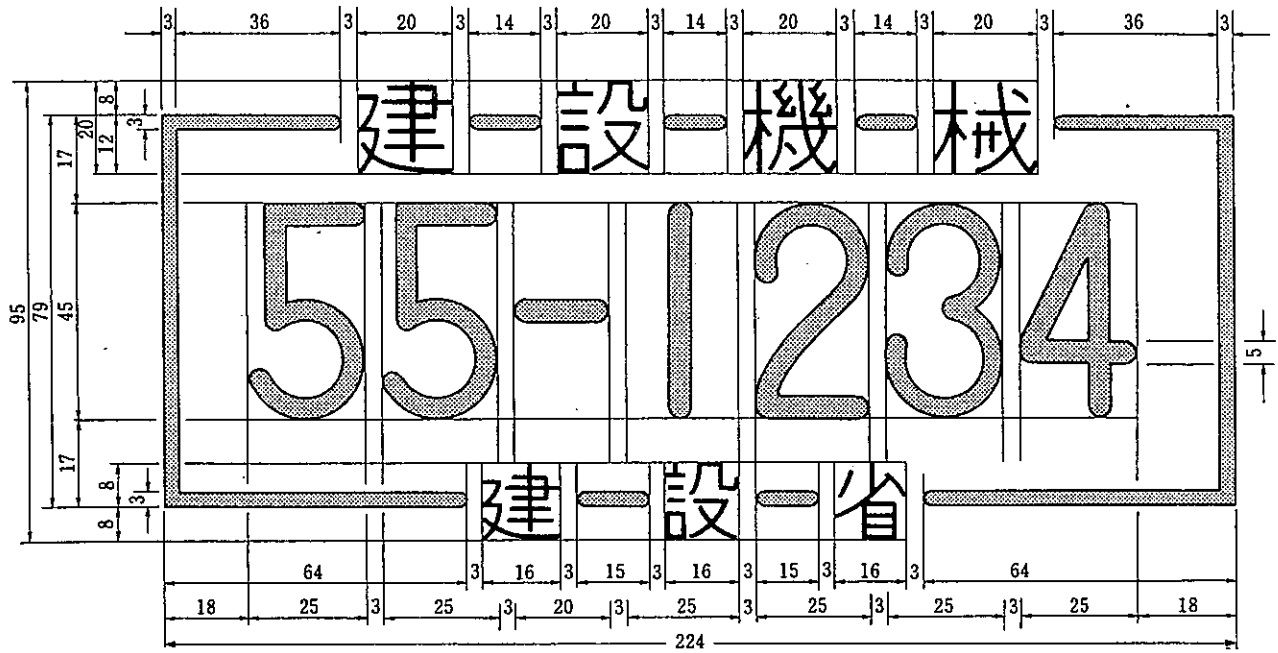
	前処理	表面処理及び下塗	パテ修正及び中塗	仕 上 塗 装
塗 装 仕 様	第1種ケレンに相当する脱錆、並びにアルカリ洗剤、溶剤等による洗浄脱脂を行う。	前処理後ただちに皮膜化成、又は、プライマによる表面処理を行う。 皮膜化成後の下塗りは電着塗装とする。 プライマは、1～2回塗りとする。高温部においては、耐熱プライマとする。	パテ修正を行う場合はパテが完全に乾燥したあと、水研きを行いプライマを1～2回塗る。 サーフェサは塗装系に応じて1～2回塗るものとする。	フタル酸樹脂系塗料又はこれと同等性能以上を有する塗料を2～4回塗りとし、機械内部及び下面については1～2回塗りとする。 高温部は、300～600℃の耐熱塗料を1～2回塗るものとする。

別表-2

### 塗 色

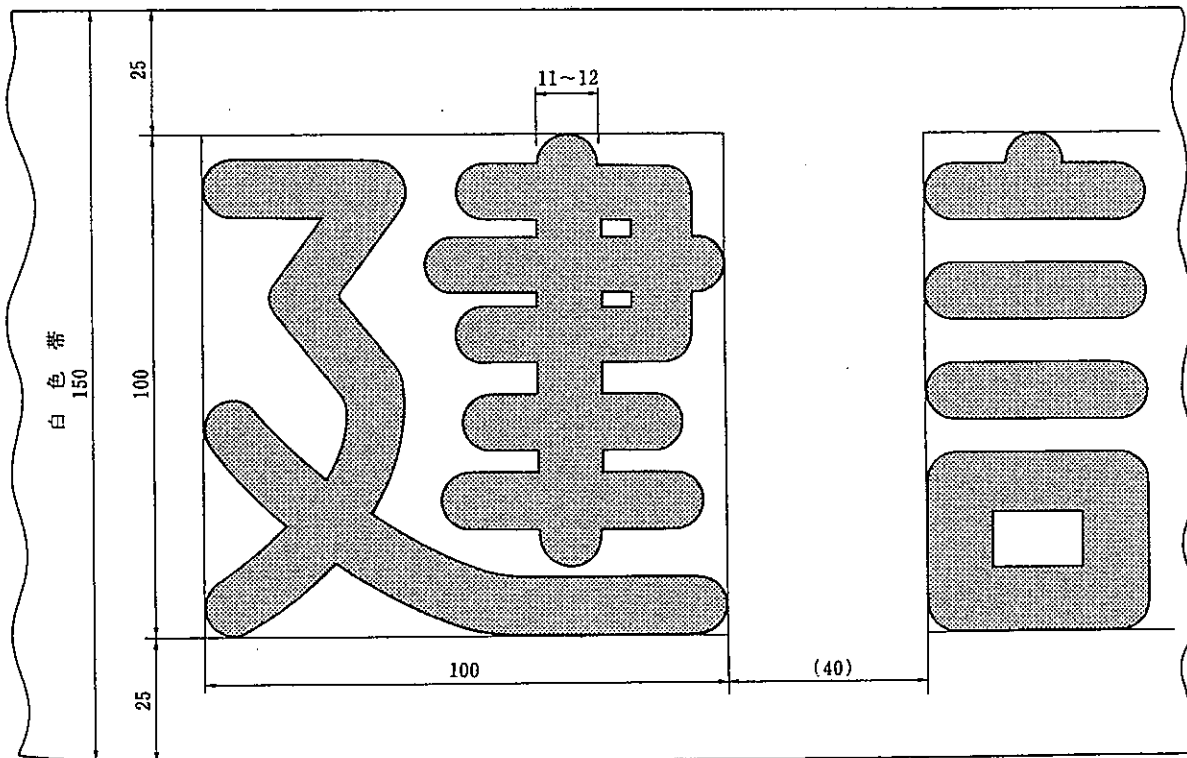
塗 色	上 塗 装 (機械外面)	運転室内面	備 考
河川バトロールカー	U12-50V	夜間作業時に照明等による幻惑のないように暗色系の塗色を標準とする。	
道路維持用機械	U22-80X		
除雪機械	U17-70X		
一般建設機械	U39-60L		

上塗色は、日本塗料工業会塗料用標準色見本帳（1997年版）の色番号を表している。なお、標準色が改訂された場合は、これに相当する塗色とする。



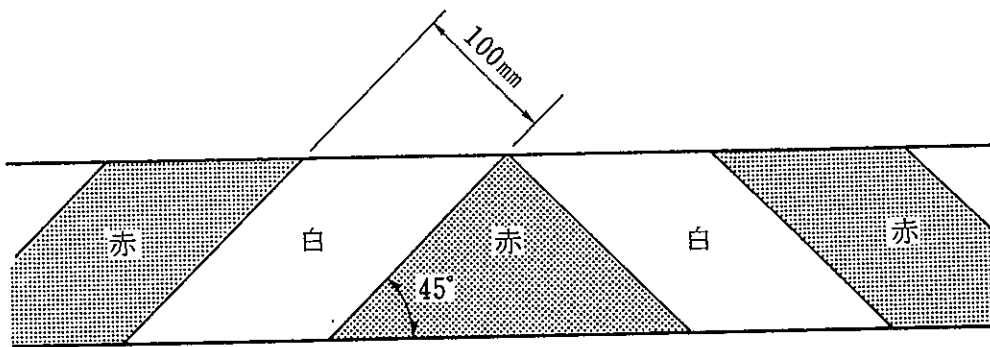
注) 文字，枠ともに原則として白色とするが，白色又は淡彩色地の場合は黒色とする。

別図－1 建設機械番号の表示要領図

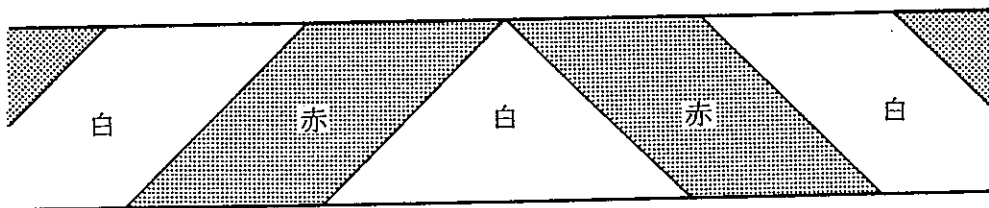


注) 省名，部局名，法令に基づく表示等の文字は，本図に準ずるが，文字の大きさは適宜変更することができる。

別図－2 文字の形式及び寸法図



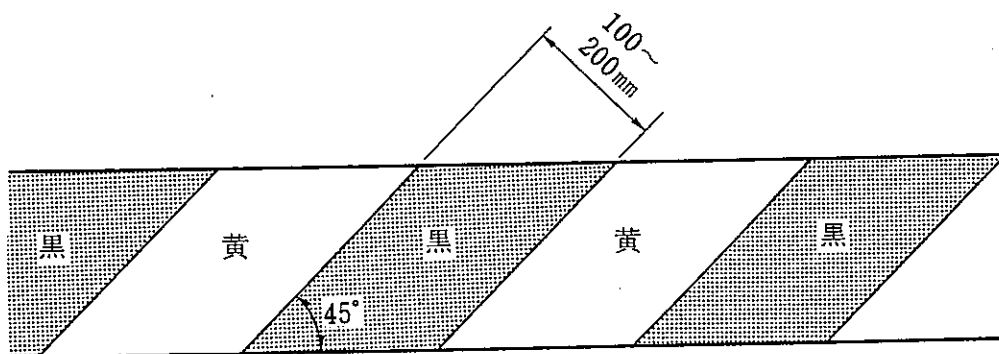
(a) 車両前部の赤白縞



(b) 車両後部の赤白縞

注) 車両後部の赤色部分は、原則として反射塗料（反射テープも可）とする。

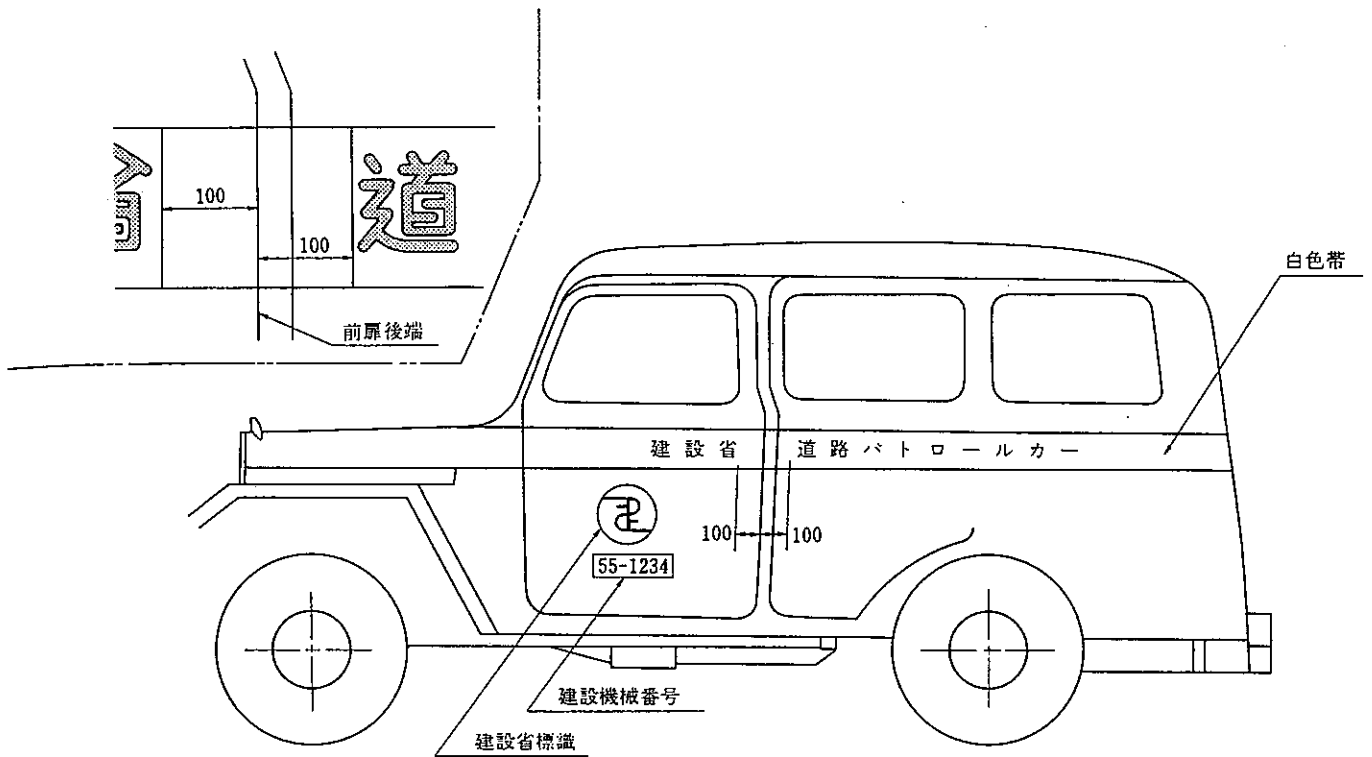
別図-3 道路維持作業用自動車の塗色要領図



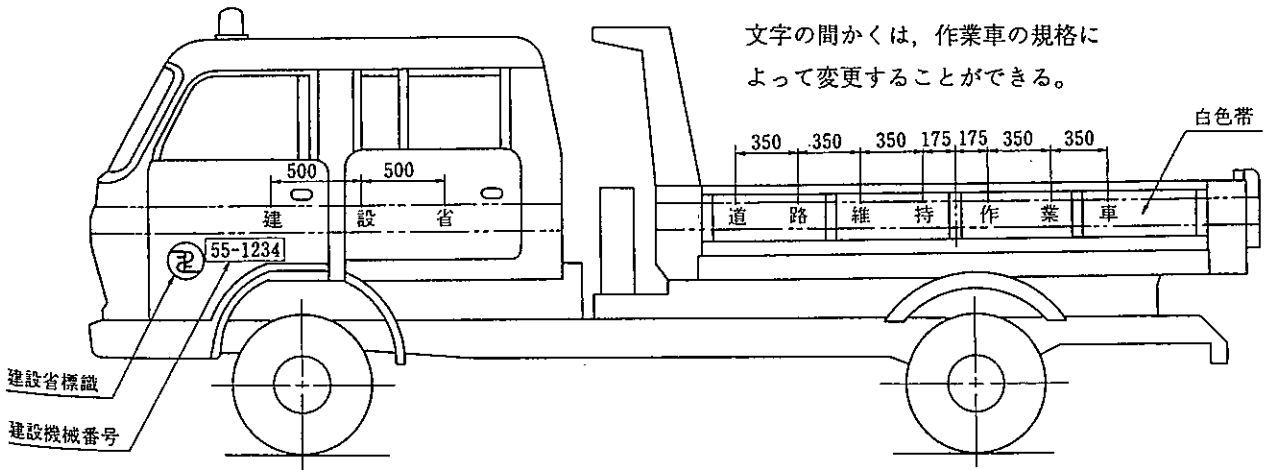
注) 黄色部分は、反射塗料とすることができる。

別図-4 作業装置等の危険表示の塗色要領図

別図-5(b)



別図-5(a) パトロールカーの標識表示例



別図-5(c) 作業車の標識表示例